

墨田区のお知らせ

NO.1975

2020年
(令和2年)

9/21

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容

2・3面・・・新型コロナウイルス感染症の関連情報等

4面・・・講座・教室・催し

東京2020オリンピック
開催まで あと**305**日東京2020パラリンピック
開催まで あと**337**日つながる
墨田区

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

すみだ

新型コロナウイルス感染症 山本区長が語る
感染拡大を防ぐ体制の強化

新型コロナウイルス感染症に区としてどう立ち向かっていくのか。今号1面では、山本 亨区長が語った、検査をはじめとした感染拡大を防ぐ体制についてお伝えします。

*内容は9月10日現在のものです。感染者数等の最新情報は、区ホームページをご覧ください。

[問合せ] ▶感染拡大を防ぐ体制＝保健予防課感染症係 ☎5608-6191 ▶その他＝本紙2面に記載の各連絡先



2度の大きな感染の波を振り返って

区内でこれまでに新型コロナウイルス感染症に感染した方は460人、緊急事態宣言発令中には、病院でのクラスター(感染者集団)も発生しました。誰もが感じる不安を少しでも解消し、皆さんの生活の安全・安心を守るのが区の役割です。

感染症対策について、国や都には助言等をする有識者の組織がありますが、区には保健所があり、現場の最前線に出ている医師や保健師等がいて、感染者数等の報告やデータ分析、提案が私に上がってきます。これまでの学びを活かすとともに、彼らの声やデータをもとに素早く判断し、柔軟に対応していきます。

次の流行への備えは

●検査体制・医療体制

検査や医療の体制は自治体により様々ですが、区では、迅速に感染の有無を特定する検査体制の整備に力を入れています。検査が早くでき、結果が早くわかるということは、感染が広がる前に感染範囲を把握でき、感染拡大の防止につながります。

PCR検査は区が独自に行っており、1日に150人分を検査することができますが、さらに多くの検査ができるよう、区内の医療機関や民間の検査機関との連携を強化しています。

医療体制の面では、区内の医療機関同士の連携・協力が欠かせま

せん。週に1回、区内の医療機関の方々とインターネットによる会議を行い、ベッドの空きや備蓄品の状況等について情報共有し、感染者が今出た場合、どの病院で受け入れが可能か等、打ち合わせをしています。

このように、区と各医療機関が話し合える場を持つことで、感染者の受け入れを円滑に行います。

●区内団体との連携・協力

区内団体との連携や協力も積極的に行っています。大相撲7月場所では、日本相撲協会との連携で、区内外関係なく全ての部屋の力士や親方の健康状態を毎日把握し、必要があれば、すぐに検査や入院ができる体制を整えました。9月場所も引き続き協力していきます。

このほかにも、集団感染を想定した検査訓練の一環で、向島の芸妓衆約100人を検査。このように連携を強化することが、区全体の安全を維持することにつながります。

●接触確認アプリ COCOA

国が推進する接触確認アプリCOCOAは、プライバシーを確保した上で、アプリ利用者が感染した場合、過去に15分以上、その方の1m以内に近づいたほかのアプリ利用者に通知をするものです。

区では、原則としてこの通知を受けた方全員に、検査を行います。ぜひ、アプリの活用をお願いします(インストール方法は2面を参照)。

クラスターの発生を防ぐには

区のPCR検査の陽性率は現在5.1%で、緊急事態宣言中と比べ随分下がりました。また、濃厚接触者の中で感染している人が少ないため、現時点ではクラスターの発生がある程度抑えられていると言え

ますが、気を緩めてはいけません。

●夜の街対策

全国的にクラスターの多くは、夜の街から発生していますが、区内では、特に錦糸町駅周辺に飲食店等が集中しています。そこで地域の方々等の協力のもと、「新型コロナウイルス感染症 夜のまち対策連絡会」を設置し、予防対策を推進しています。例えば、食品衛生法等に基づく店舗への立入検査の機会に、感染拡大防止のガイドラインに沿った取組を推奨しています。また、ガイドラインを守り対策をしている店舗には、区の専用ステッカーをお渡ししています。

皆さんにも、都や区のステッカーを掲げている店舗を選んで利用していただきたいと思います。

●高齢者施設等への検査をはじめとした支援

今後、高齢者施設や医療機関に対してもクラスター発生防止の支援を強化していきます。施設内の感染者の有無に関わらず、従事する職員や利用者が検査を受けられるような体制を整え、利用者と職員の安全・安心につなげていきます。

いずれの取組も「クラスターは発生させない」という強い思いを持って臨みます。

感染症に関連した人権侵害等に対して

現在のような不安な状況下では、



普段よりも、不確かな情報に左右されたり、攻撃的な感情が生じたりしやすいものです。しかし、だからと言って感染者やその家族、医療従事者等を傷付けることがあってはいけません。

感染等の情報開示の状況も検査等と同様に、自治体により様々ですが、区では、感染が発生した施設名やその後の検査状況・結果等を原則公表することとしています。情報が開示されないと、疑心暗鬼になって不安が増長し、詮索を行ったり、正確ではない情報が拡散したりするからです。個人情報に配慮しながら、素早く情報を開示し、その後の経過も報告していくことで、皆さんの安心につながると考えています。

感染症対策を万全にしていたとしても、誰もが感染する可能性があります。感染者等に対する誹謗中傷や詮索、根拠のない情報の拡散等は絶対にやめましょう。

最後に

冬には、さらに大きな流行が予想されます。様々な対策を講じ、万全の体制を取っていきます。

また、今回は感染拡大を防ぐ体制を中心にお話ししましたが、生活や経営に大きな影響を受けている区民の皆さんへの支援も行って参ります。

感染症で物理的なつながりが分断されてしまう今こそ、区が掲げる「人と人とのつながり」が大切なときです。一人ひとりがルールを守り、互いの思いやりで「人つながる墨田区」であり続けましょう。

墨田区長 山本 亨



山本区長(左)へ感染状況の報告や分析結果を伝える西塚保健所長(右)。

2面

新型コロナウイルス
感染症の関連情報

電話相談窓口、接触確認アプリ COCOA、「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け、各傷病手当金の支給、商店新生活様式対応支援事業、住居確保給付金など

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

墨田区新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

ナビダイヤル ☎0570-666-329
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

都「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

にほんご えいご ちゅうごくご かんこくご そうだんか
日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571
午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入の上、送信(右のコードを読み取ることで相談票の出力画面に接続可)

コード 

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

以下のいずれかに該当する場合は、**すぐにご相談ください**(該当しない場合も相談可能です)

- ☒ 次のいずれかの強い症状がある ▶ 息苦しさ(呼吸困難) ▶ 強いだるさ(倦怠感) ▶ 高熱等
- ☒ 高齢者・基礎疾患がある方・妊娠している方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある
- ☒ 上記以外の方で発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状が続いている
②症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。

墨田区帰国者・接触者電話相談センター
☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

* 新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談員に相談可

休日・夜間の電話相談

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター

☎5320-4592

午後5時～翌日午前9時(土・日曜日、祝日は終日)

[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191 * 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)

コード



スマートフォンにインストール!
接触確認アプリ CoCoA

アプリ利用者が新型コロナウイルスに感染すると、過去に15分以上、その方の1m以内に近づいたほかの利用者に通知します。通知を受けた場合、検査の受診など、保健所の支援を受けることができます。 * 詳細は厚生労働省のホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



インストール方法

App StoreまたはGoogle Playで「接触確認アプリ」で検索

区役所1階の窓口の混雑状況がわかります!

[混雑状況がわかる窓口業務] ▶ 住民異動届・マイナンバーカードの交付 ▶ 住民票の写し等の発行 ▶ 戸籍の証明書等の発行 ▶ 戸籍届 **[確認方法]**「混雑・空き情報」インフラ ネコの目.comのホームページから官公庁を選択して「墨田区役所」を検索(右のコードを読み取ることでも接続可) **[問合せ]** 窓口課庶務係 ☎5608-6100



新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、無利子で行っています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での受け付けも実施しています。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象] 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯 **[貸付上限額]** 20万円以内(一括交付) **[償還期間]** 2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象] 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 **[貸付上限額]** ▶ 単身世帯＝月額15万円以内 ▶ 2人以上世帯＝月額20万円以内 **[貸付期間]** 原則3か月以内 **[償還期間]** 10年以内(均等月賦償還)

[申込み] 墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902

(〒131-0032東向島2-17-14)

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時(祝日を除く)

* 必要書類や制度の詳細については、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照(右のコードを読み取ることでも墨田区社会福祉協議会のホームページに接続可)



コード

墨田区国民健康保険または、75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または**東京都後期高齢者医療制度**の被保険者が、新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象] 次の**全ての要件**を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない **[支給期間]** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間 **[支給額]** 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 * 上限あり **[適用期間]** 令和2年1月1日～12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

受給には申請が必要です。

受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者

75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者

[問合せ] 国保年金課こくほ給付係

[問合せ] 広域連合お問合せセンター

☎5608-6123

☎0570-086-519・FAX0570-086-075

* 受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

商店新生活様式対応支援事業

区内の商店が、ガイドライン等に沿って新型コロナウイルス感染症対策を実施するための費用を補助します。また、対策を実施している商店には、右の新しい生活様式推進宣言店ステッカーを進呈します。
* ステッカーのみの希望も可(詳細は区ホームページを参照)

補助額

上限 **10** 万円(補助率10/10)
* 商店会非加盟店は7万円

対象店舗

令和2年4月7日時点で区内に店舗または事務所を構え、対面で営業している小売業・飲食業・サービス業等の商店 * 大型店・チェーン店・フランチャイズ店を除く

対象経費

ガイドライン等に基づく感染予防対策費用(10万円未満の備品・消耗品購入費、内装・設備工事費、販売促進費等)で、令和2年4月7日～10月31日に支払いが完了した(完了する)もの

申込み

申請書と必要書類を直接または郵送で9月30日(必着)までに〒130-8640墨田区商店街連合会(区役所1階)へ * 現地調査あり * 申請書は問合せ先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

[問合せ] 〒130-8640産業振興課産業振興担当(区役所14階) ☎5608-6187



新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で家賃の支払いにお困りの方へ
住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での受け付けも実施していますが、事前に電話でお問い合わせください。

[対象] 申請日において離職・廃業から2年以内の方または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間や就労機会の減少により、収入が減少した方 * そのほか収入・資産・求職活動の要件あり

[支給期間] 原則3か月(最長9か月まで延長可)



* 要件等制度の詳細や必要書類については、問い合わせるか、区ホームページを参照

[問合せ] 〒130-8640くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課内) ☎5608-6289

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

 **抽選方法と個人利用日が変わります
みどりコミュニティセンター貸出施設**

■インターネット抽選の開始
みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)の貸出施設の抽選は、令和3年2月利用分からインターネット抽選になります。インターネット抽選に参加するには、事前に、抽選参加登録の手続きが必要です。なお、同施設で行っていた抽選会は2年10月1日(3年1月利用分)で終了します。
【抽選参加登録方法】事前に身分証明書を持って直接、みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)へ *墨田区公共施設利用システムの利用者登録をしている方や団体も抽選参加登録が必要**【抽選の申込期間】**利用日の4か月前の月の15日～25日**【抽選結果発表日】**抽選申込みの翌月1日(1月は4日)**【利用料金の納付期限】**抽選結果発表日を含む8日以内(1月は1月11日まで) *期限までに納付がない場合は、当選は自動的にキャンセル
■多目的ホールとスタジオの個人利用日の変更
▶3年1月まで＝祝日を除く水曜日 ▶3年2月から＝祝日を除く第2・4水曜日 *ほかの水曜日は団体等の貸切り利用
.....
【問合せ】▶みどりコミュニティセンター ☎5600-5811 ▶地域活動推進課地域活動推進担当☎5608-6200 *詳細は区ホームページを参照

 **ご家庭でも再生土が作れます
「土の再生キット」の貸し出し**

園芸などで使用した土を再生し、再利用するための「土の再生キット」を無料で貸し出します。
【キットの内容】ふるい、園芸シート、園芸スコップ、酸度計(希望者のみ)、再生方法のチラシ**【対象】**区内在住在勤の方**【申込み】**事前に環境保全課緑化推進担当(区役所12階) ☎5608-6208へ *受け取りは申込先のほか、緑と花の学習園(文花2-12-17)、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11)でも可

 **ご意見をお寄せください
都市計画案の縦覧**

三之橋ポンプ場等(立川四丁目地内)を廃止し、雨水調整池を新たに整備する都市計画案を縦覧できます。また、区内在住の方や計画案に利害関係がある方は、計画案について意見書を提出することができます。
【対象都市計画案】東京都公共下水道の都市計画変更(三之橋ポンプ場等の廃止及び雨水調整池の追加について)**【縦覧期間／縦覧場所】**9月23日(水)～10月7日(水)／都市計画課(区役所9階)、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1第二本庁舎12階北側)**【都市計画案への意見書の提出】**都市計画案の名称・ご意見(書式自由)・住所・氏名・電話番号を、直接または郵送で9月23日～10月7日(消印有効)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課へ**【問合せ】**▶東京都都市整備局調整課施設計画担当☎5388-3298 ▶東京都都市整備局都市計画課計画監理担当☎5388-3225 ▶都市計画課都市計画・開発調整担当☎5608-6265

 **立ち退きなどで住宅にお困りの方へ
高齢者等住宅あっせん事業**

立ち退きなどのため、住宅に困っている方に民間賃貸住宅への入居を支援します。
【対象】高齢者世帯(65歳以上のひとり暮らし世帯または65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成される世帯)、障害者世帯(身体障害者手帳4級以上の方または愛の手帳3度以上の方を含む世帯)、ひとり親世帯(18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯)で、次の全ての要件を満たす方▶家賃の支払いができる ▶区内に1年以上住んでいる ▶立ち退き等を要求され、住まいに困っている ▶自力で日常生活が可能である ▶身元引受人がいる**【申込み】**随時、直接、住宅課居住支援担当(区役所9階) ☎5608-6214へ *詳細は区ホームページを参照

 **保証人が見つからずお困りの方へ
高齢者等家賃等債務保証制度**

保証人を見つけることができない高齢者世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援します。
【内容】月額家賃等の30%の保証料を支払うことにより、民間保証会社が保証人の代わりに家賃等の債務を保証する制度において、支払った初回の保証料の1/2の額を区が助成(限度額2万円)**【対象】**▶65歳以上のひとり暮らし世帯 ▶65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成される世帯 ▶身体障害者手帳4級以上の方がいる世帯または愛の手帳3度以上の方を含む世帯 ▶18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯**【要件】**▶区内に1年以上居住している ▶区内の民間賃貸住宅へ転居する ▶緊急連絡先(親族、知人等)がある ▶保証人がいない ▶保証会社の契約条件を満たす**【申込み】**随時、直接、住宅課居住支援担当(区役所9階) ☎5608-6214へ *詳細は区ホームページを参照

 **食品表示を作成する方へ
食品表示法の解説動画**

食品表示法が新しく施行され、食品表示のルールが変更されました。食品表示の作成方法や間違いやすいポイントなどを解説した動画全6本を配信していますので、食品表示の作成に、ぜひ、お役立てください。
【配信内容】▶食品表示法の概要編 ▶新表示の主な変更点編 ▶栄養成分表示のルール編 ▶義務表示の特例編 ▶新表示を作ろう編 ▶よくある質問編 *詳細は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)**【問合せ】**生活衛生課食品衛生係☎5608-6943



コード

 **設備を新しくしました
一部町会会館への設備補助**

区ではコミュニティの活性化を図るため、認可地縁団体に順次、設備補助を行っています。
宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成金を活用し、今年度は、本所一丁目町会ほか9町会に、テーブルなどの設備補助を行いました。
【問合せ】地域活動推進課地域活動推進担当 ☎5608-6201

 **様々な支援が受けられます
墨田区消費者団体**

区では、健全な消費者活動を促進するため、地域で活動している消費者団体を、墨田区消費者団体として登録し、支援を行っています。要件を満たす未登録の団体は、ぜひ、ご申請ください。
【対象】次の全ての要件を満たす団体▶消費生活に関する学習活動を恒常的に行っている▶営利を目的としない団体である ▶10人以上で構成され、代表者を定めている ▶構成員の半数以上が区内在住である ▶規約および会員名簿、活動計画を作成している**【支援内容】**▶学習会への講師の派遣 ▶学習会で使用する会場の提供 ▶施設見学会で使用するバスの手配 *いずれも無料**【申込み】**随時、申請書と規約、会員名簿、活動計画書を、直接または郵送で、すみだ消費者センター(〒131-0045押上2-12-7-215) ☎5608-1516へ *申請書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

 **世界一の交通安全都市TOKYOをめ
ざして
秋の全国交通安全運動**

9月30日まで、秋の全国交通安全運動を実施しています。今回は▶子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保 ▶高齢運転者等の安全運転の励行 ▶夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止 ▶二輪車の交通事故防止 ▶放置自転車・放置二輪車の撲滅 に重点を置き、運動を展開します。
また、9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。
【問合せ】▶土木管理課交通安全担当☎5608-6203 ▶本所警察署☎5637-0110 ▶向島警察署☎3616-0110

**最大30%がポイントで戻ってくる！
墨田区×墨田区商店街連合会×PayPay
ポイント還元キャンペーン**

区内の対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」により決済すると、最大30%のポイントが還元されるキャンペーンを実施します。この機会に区内商店で買物を楽しみましょう。

実施期間 10月1日(木)～31日(土)

対象店舗 区内のPayPay導入店(大型店・チェーン店・フランチャイズ店は除く)
*詳細は区ホームページを参照

付与上限 ▶1回の決済につき3000ポイント
▶実施期間中、1万2000ポイント

【問合せ】産業振興課産業振興担当☎5608-6187

区の世帯と人口(9月1日現在)

世帯 15万5254 (－26)

人口 27万5781 (－241)

男 13万6473 (－127)

女 13万9308 (－114)

* 住民基本台帳による

* ()内は前月比

講座・教室・催し

内 = 内容 種 = 種別 対 = 対象 定 = 定員 費 = 費用・入場料 持 = 持ち物 申 = 申込み 問 = 問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座・教室・催しが中止または延期となる場合があります（詳細は、各申込先・問合せ先へ）。なお、参加に当たっては、マスクの着用や手指消毒等、各会場で願う感染症対策にご協力ください。

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
暮らし	空き家の相続や不動産のことでお悩みの方へ「空き家・相続・不動産 無料相談会」	9月29日(火)午後1時～4時半	すみだ産業会館(江東橋3-9-10)	内 不動産鑑定士や司法書士等に、空き家の適正管理や利活用、不動産の相続・売買・賃貸借などについて相談する 対 不動産の所有者・相続予定者 定 先着10組 *1人での参加も可 申 事前に電話でNPO法人日本地主家主協会☎3320-6281へ *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後4時半 問 安全支援課空き家対策係☎5608-6520
	絵手紙教室(全6回)	10月18日～令和3年3月21日の毎月第3日曜日午後1時半～3時半	八広地域プラザ(八広4-35-17)	内 季節の花やモチーフを使った絵手紙を作る *汚れても構わない服装で参加 対 中学生以上 定 先着15人 費 3000円 申 事前に八広地域プラザ☎6657-0471へ *受け付けは10月11日までの午前9時～午後8時(9月23日は休館)
健康・福祉	65歳以上からのフレイルチェック“あなたは健康から要介護までのどの段階？”	10月10日(土)までの午前9時～午後9時のうち20分～30分 *日曜日、祝日は午後8時まで	スポーツプラザ梅若(墨田1-4-4)	内 簡単な体力測定で体力レベルを調べる *測定後に、トレーニングルームの利用も可 対 65歳以上の方 費 500円 持 運動着、室内用の運動靴、タオル、飲物 申 事前にスポーツプラザ梅若☎5630-8880へ
	男性介護者教室ケアMENすみだ「介護者のセルフケア」	10月1日(木)午後1時半～3時半	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	内 軽い体操と、お茶を飲みながらの意見交換・座談会 対 区内在住の男性 費 無料 申 事前に、こうめ高齢者支援総合センター(すみだ福祉保健センター内)☎3625-6541へ 問 高齢者福祉課相談係☎5608-6174・FAX5608-6404
	ふくの会(なりひら認知症家族会)	10月3日(土)午後1時半～3時半	なりひら神明橋集会所(業平5-6-2)	内 悩みの共有・情報交換 対 区内在住で認知症の家族を介護している方 定 先着10人 費 無料 申 事前に、なりひら高齢者支援総合センター(業平5-6-2・なりひらホーム内)☎5819-0541へ
	ひきこもりの当事者とその家族を応援する「すみだみんなのカフェ(居場所)」	10月15日、11月19日、12月17日いずれも木曜日午前10時半～正午	すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)	内 講座とグループワーク【テーマ】「ひきこもりと医療のつながり」、「ひきこもりとは」、「親子のコミュニケーション」等 対 区内在住在勤在学で、ひきこもり状態の方やその家族 定 各日先着15人 費 無料 申 事前に電話で保健予防課精神保健係☎5608-6506へ
	食生活講習会「おうちごはんではバランスのよい食事」	10月21日(水)午後1時半～3時	本所保健センター(東駒形1-6-4)	内 バランスの良い食事の基本やレシピ、惣菜などを利用して栄養バランスを整えるコツを学ぶ 対 区内在住在勤の方 定 先着12人 費 無料 申 9月23日午前8時半から 電話で本所保健センター☎3622-9137へ
	相続トラブル110番「老後資金確保を考える」	10月21日(水)午後1時半～3時半	すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設)	内 墨田区出身の経験豊富な司法書士から相続・遺言・老後資金について事例と併せて学ぶ 対 おおむね55歳以上の方 定 先着20人 費 無料 申 事前に電話で、てーねん・どすこい倶楽部事務局☎5631-2577へ *受け付けは月曜日～金曜日の午前10時～午後4時(祝日を除く) 問 高齢者福祉課支援係☎5608-6168
子育て・教育	「墨田区子ども・子育て会議」の傍聴	9月29日(火)午後6時半～7時半	区役所会議室121(12階)	内 「墨田区次世代育成支援行動計画、墨田区子ども・子育て支援事業計画」の事業実績報告および総合評価について等 申 事前に子育て支援課子育て計画担当(区役所4階)☎5608-6084へ *受け付けは9月28日まで
	幼児水泳教室「水慣れ水遊びクラス」(全3回)	10月8日・15日・29日のいずれも木曜日午後3時～3時50分	両国屋内プール(横網1-8-1)	対 4歳以上の未就学児 定 先着15人 費 3300円 申 9月21日午前10時から両国屋内プール☎5610-0050へ *内容等の詳細は申込先へ
	小学生水泳教室(各クラス全3回)「水慣れクラス」「クロール息継ぎ特訓クラス」	10月11日～25日の毎週日曜日▶水慣れクラス=午前9時半～10時20分▶クロール息継ぎ特訓クラス=午前10時40分～11時30分		対 ▶水慣れクラス=1人でプールに入れる小学生▶クロール息継ぎ特訓クラス=バタ足で5m泳げる小学生 定 各クラス先着7人 費 各クラス3300円 申 9月21日午前10時から両国屋内プール☎5610-0050へ *内容等の詳細は申込先へ
文化・スポーツ	ユートリヤで健康な体になろう！(10月)	▶歌うボイスエクササイズ=10月2日(金)・16日(金)午後3時～4時▶ヨーガ=10月12日(月)・19日(月)午後3時～4時▶ミライク(ジュニアクラス)=10月18日(日)午前9時半～10時半▶ミライク(キッズクラス)=10月18日(日)午前10時45分～11時45分	すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)	内 初級者向け健康講座、ミライク(子ども向け体育スクール)無料体験会 対 ▶歌うボイスエクササイズ・ヨーガ=区内在住在勤在学で16歳以上の方▶ミライク(ジュニアクラス)=小学校1年生～3年生▶ミライク(キッズクラス)=3歳以上の未就学児 定 ▶歌うボイスエクササイズ=各日先着20人▶ヨーガ=各日先着15人▶ミライク=各クラス先着20人 費 各700円 *ミライクは無料 申 事前に、すみだ生涯学習センター事業課☎5247-2010へ *すみだ生涯学習センターのホームページからも申込可 *空きがあれば当日会場でも申込可
	日本語ボランティア養成講座(全8回)	11月10日～12月8日の火・金曜日午後6時45分～8時45分 *11月27日を除く	区役所会議室122(12階)	内 外国人に日本語を教えるボランティアの養成講座 *日本語で実施 対 区内在住在勤で20歳以上の方 定 12人(書類選考) 費 無料 *別途、教材費が必要 申 申込書を直接または郵送、Eメールで10月13日(必着)までに〒130-8640文化芸術振興課都市交流・国際担当(区役所14階)☎5608-1459・✉BUNKASHINKOU@city.sumida.lg.jpへ *申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可